

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る実施方針および要求水準書(案)について

1. (仮称)新・琵琶湖文化館の整備について

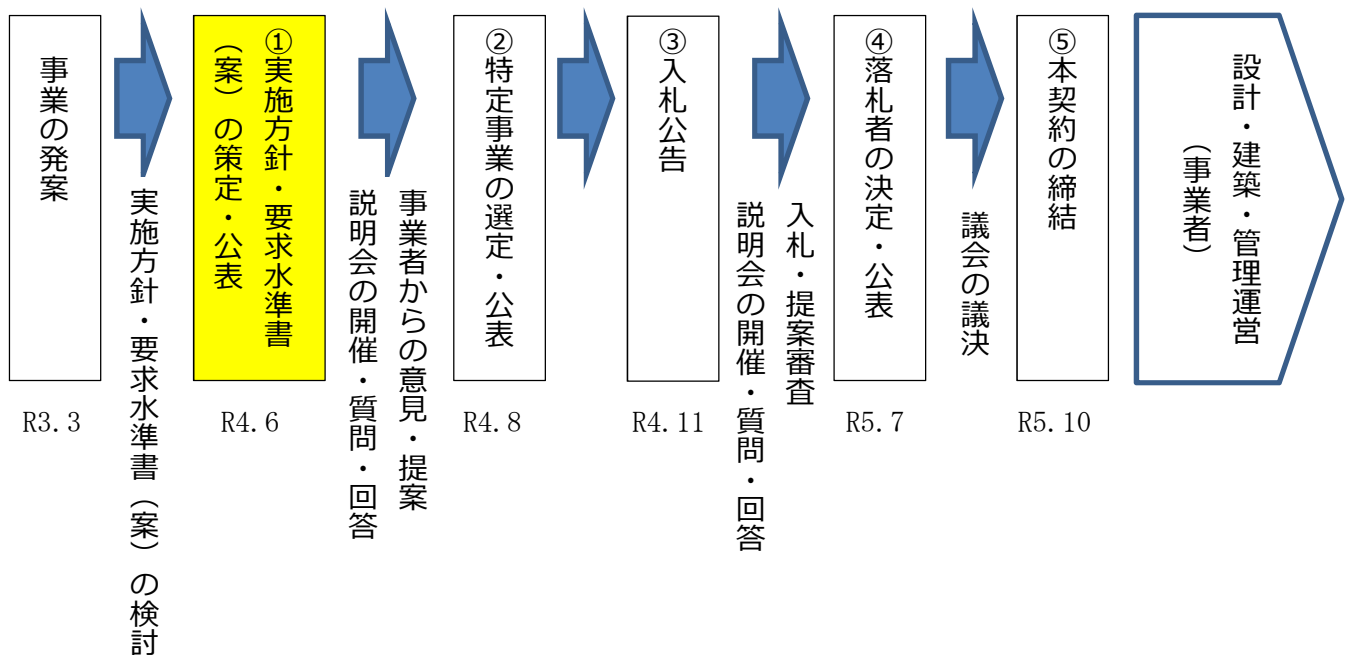
令和3年3月に策定した「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」に基づき整備することとし、施設整備およびその後の維持管理・文化観光等については、県民サービスの向上や財政支出の軽減などにおいて効果が期待できるPFI方式により事業を進めていくこととしている。

今後、実施方針および要求水準書(案)を策定・公表を行う。

その後、事業者からの意見や提案を反映し、特定事業の選定(※)・公表を行った後、入札公告を行う予定としている。

※特定事業の選定：実施方針等に関する質問の受付・回答、意見聴取等の手続を経た上で、PFI事業として実施する妥当性をさらに詳細に検討・評価し、PFI事業での実施を決定すること。

(想定スケジュール)



2. 実施方針・要求水準書(案)の位置付け

(1) 実施方針

PFI事業を進めるにあたり、事業内容や民間事業者の募集方法等について定めるもの。

また、実施方針の策定・公表は、当該事業をPFI事業として選定する前に事業内容を公表して、民間事業者等の意見を求めるとともに、参加を希望する民間事業者や県民に対して事業内容を周知することを目的に行う。

(2) 要求水準書(案)

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業を実施する民間事業者の募集・選定に当たり、本事業において県が要求する施設整備水準を示し、募集に参加する入札参加者の提案に具体的な指針を与えるもの

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業に係る実施方針の概要

(1) 特定事業の選定に関する事項

●基本方針

ア 基本理念

「近江の文化財で “つなぐ” “ひらく” 未来の滋賀」

- ・文化財を通して滋賀の風土をひもとくことで、人々が地域への理解や関心を高め、集い支えあう懸け橋とする。[人と地域をつなぐ]
- ・近江の文化財が持つ価値を、物語を通して将来、未来へと継承する。[歴史と未来をつなぐ]
- ・近江の文化財の国際的な価値や魅力を広く世界に向けて発信する。[滋賀と世界をつなぐ]
- ・「心豊かで持続可能な滋賀」をひらく博物館

イ 目指す姿

基本理念を実現するために本施設は「近江の文化財を保存・継承・発信する中核拠点」を目指し、3つの性格（機能）を持つ施設とする。滋賀県を代表する風景である琵琶湖や比叡山を望むことのできる大津市浜大津に立地し、県内の歴史系博物館の連携の核となる役割を担う博物館である。

(ア) 近江の文化財を中心とするミュージアム

- ・近江の文化財を調査・研究し、適切に収蔵・保管し、工夫を凝らした展示公開により、県民や国内外からの来訪者に向け近江の文化財を紹介するとともに、多様なニーズを持った県民それぞれが求める学びや体験の機会を提供する。
- ・また、滋賀の美の発信の入口・拠点の一つとして、文化財や文化財を生み出した自然・風土を通じ、滋賀の美の魅力を幅広く伝える。

(イ) 地域の文化財のサポートセンター

- ・地域や社寺の文化財の守り手、市町、県内博物館等と連携し、それぞれの地域において大切に守られている文化財を保存・継承するとともに、地域の未来に向け、その価値や魅力を活かして活用するための支援を行う。

(ウ) 文化観光拠点となるビジターセンター

- ・様々な文化財を生み出した滋賀の魅力を、時代に呼応した手法で広く国内外へ発信する。
- ・また、広域に文化財が点在する滋賀全体のインフォメーションセンターとしての役割を担い、来館者を県内各地へ誘導する。

●事業方式

- ・本事業の事業方式は、B T O (Build-Transfer-Operate) 方式※とする

※P F I法に基づき、本事業を実施する民間事業者（事業者）が本施設の設計および建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、維持管理及び運営を行う方式のこと

●事業期間（想定）

- ・施設整備期間 : 令和5年（2023年）10月～令和9年（2027年）年3月
- ・開館準備期間 : 令和7年（2025年）4月～令和9年（2027年）年12月
- ・供用開始年月 : 令和9年（2027年）12月
- ・維持管理等期間 : 令和9年（2027年）12月～令和24年（2042年）年3月

●事業範囲

業務項目	主な業務内容
施設整備業務	事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、備品等調達業務
開館準備業務	開館準備期間中の維持管理業務、移転支援業務、開館準備期間中の文化観光等業務
維持管理業務	施設等保守管理業務、修繕・更新業務、清掃業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務・警備業務
文化観光等業務	文化観光業務、集客業務、インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務、WEB業務、施設貸出業務、事務支援業務
その他業務	ミュージアムショップの運営、飲食の提供、自由提案事業

※ミュージアムショップの運営、飲食の提供および自由提案事業は独立採算とし、光熱水費も含んだ経費を事業者が負担し運営すること。

●事業者（PFI事業者）の収入①

- ・県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービス（施設整備、開館準備、維持管理・文化観光等）の対価としてサービス購入料を支払う。

●事業者（PFI事業者）の収入②

- ・利用料収入（講堂・研修室）等により得られる収入、利便施設収入、自由提案事業により得られる収入 など

●特定事業の選定および公表に関する事項

項目	内容
選定基準	・県が本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、または県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定
選定方法	・県の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を実施 ・県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を実施
選定手順	・県は次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表 <ul style="list-style-type: none"> ▶コスト算出による定量的評価 ▶事業者に移転されるリスクの検討 ▶PFI事業として本事業を実施することの定性的評価 ▶上記の結果を踏まえた総合的評価
選定結果の公表	・本事業を特定事業として選定した場合には、判断の結果を評価内容と併せて県ホームページ等において速やかに公表 ・また、特定事業として選定しないこととした場合も同様に公表

(2) 民間事業者の募集および選定に関する事項

●事業者選定基本的事項

- ・本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求める。

- ・事業者選定にあたっては、県の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、維持管理・運営能力および資金調達能力等を総合的に評価した上で決定する予定

●選定の方法

- ・本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

●選定委員会の設置

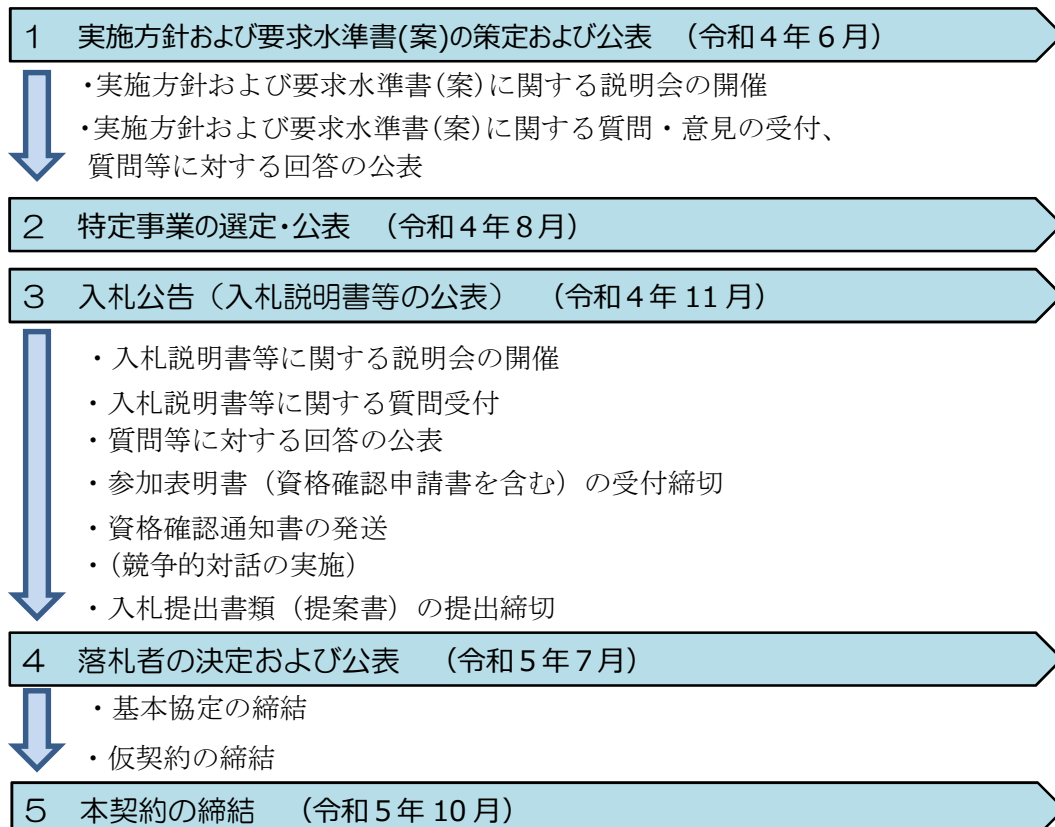
- ・県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県文化スポーツ部 PFI 事業者等選定委員会」を設置し、入札参加者からの提案書等の審査・検討を行う。

- ・委員の構成等は以下のとおり。

(委員の順序は五十音順で掲載)

区分	氏名(敬称略)	分野/所属機関(団体)名
委員長	安登 利幸	P F I ・ 公民連携/亜細亜大学都市創造学部元教授
委員	青柳 正規	博物館/学校法人多摩美術大学理事長
委員	金子 博美	観光/(公社)びわ湖大津観光協会副会長
委員	佐藤 陽子	財務/公認会計士
委員	中嶋 節子	建築/京都大学大学院人間・環境学研究科教授
委員	増記 隆介	文化財/東京大学大学院人文社会系研究科准教授
委員	鷲尾 龍華	文化財所有者/石山寺座主
委員	渡辺 真理	建築/法政大学名誉教授

●募集および選定スケジュール



※上記のスケジュールは、現段階での予定であり、今後変更する場合があります。

●参加資格要件等

項目	内容
入札参加者の構成	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者は、本施設の「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」「工事監理業務に当たる者」、「維持管理業務に当たる者」、「文化観光等業務に当たる者」を含むグループであること。 入札参加者のうち、SPC※に出資を予定している者を「構成企業」とし、SPCに出資を予定していない者でSPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。
構成企業・協力企業・代表企業の選定	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者は、資格審査申請時に構成企業または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。 構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が必ず資格審査の申請および入札手続きを行うこと。
複数業務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者、または資本面ならびに人事面で関係のある者が兼ねてはならない。
複数提案の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の構成企業及びこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。 入札参加者の協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者及びこれらの企業と資本面または人事面において関連のある者は、ほかの入札参加者の協力企業になることはできない。

※SPC (Special Purpose Company) 特定目的会社。企業が資金を調達する目的などで設立する会社。

(3) 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

●基本的考え方

- ・本事業における責任分担の考え方は、県と事業者が適正にリスク分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すもの

●県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

- ・県は、要求水準書で定めたサービス水準を事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、財務状況等についてモニタリングを実施

(4) 公共施設等の立地並びに規模および配置に関する事項

項目	内容
所在地	滋賀県大津市浜大津五丁目
敷地面積	大津港港湾業務用地（県有地）のうち約 3,000 m ²
接道	滋賀県道 102 号大津湖岸線・滋賀県道 18 号大津草津線（重複）
地域地区	商業地域（建ぺい率 80% 容積率 400%） 第 7 種高度地区（高さ 45m） 駐車場整備地区 大津港臨港地区
その他	大津都心眺望景観保全地域 市街地水辺景観区 屋外広告物規制区域（第 3 種許可区域） 埋蔵文化財包蔵地（大津城遺跡） ※令和 3 年 3 月の試掘調査の結果により、本格的な発掘調査の必要はないと判断されている。ただし、業務にあたっては、近隣地に包蔵されている埋蔵文化財への影響が生じないように、慎重に工事を実施すること
交通アクセス	京阪石山坂本線・びわ湖浜大津駅 徒歩 2 分 J R 琵琶湖線・大津駅 徒歩 15 分 名神高速道路・大津 IC 10 分

(5) 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ・事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議することとする。

(6) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- ・事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準を下回る場合、その他責めに帰すべき事由により、債務不履行またはその懸念が生じた場合、県は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。
- ・事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

(7) 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項

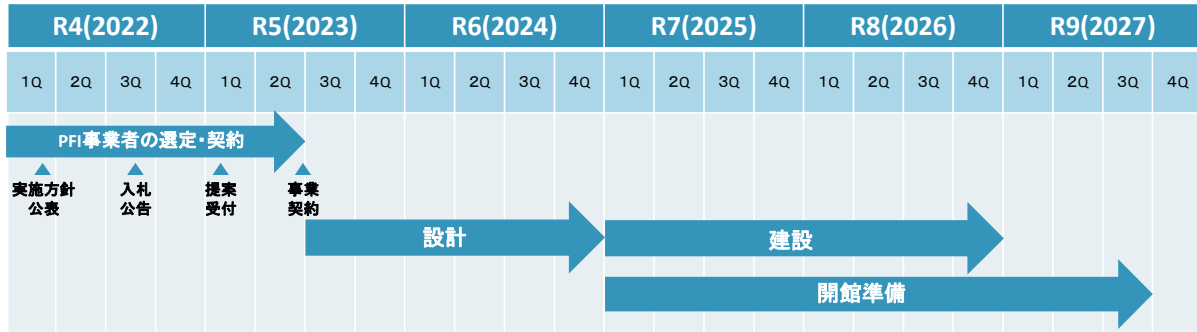
- ・事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。
- ・事業者が本事業を実施するにあたり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(8) その他特定事業の実施に関し必要な事項

- ・事業契約の締結に関しては、県議会に議案を提出する予定である。

(参考)

1. スケジュール



注：現時点の予定であり今後変わる可能性があります。

2. 整備イメージ



地理院地図(国土地理院)を利用して表示

立地のポイント

- 滋賀県を代表する風景である、琵琶湖や比叡山を望むロケーション
- 社寺等との高い回遊性など、文化財観光の拠点性
- 京阪神等、大都市圏からの好アクセス
- 県内各地への好アクセス
- 大津港を活かした、県内観光の拠点性

+

官民合わせた **浜大津エリア全体の活性化**

※今後、詳細について港湾計画との整合や大津市のまちづくり計画と調整

■配置機能・諸室

部門 (機能)	内容	面積	
		内訳	合計
収集・保管部門	収蔵庫、点検室、借用資料一時保管庫、燻蒸室、文化財緊急保管庫 等	2,150 m ² 程度	延床面積 6,700 m ² 程度
展示部門	導入展示室、展示室、資材室	1,000 m ² 程度	
調査・研究部門	研究室、資料室、調査・修復室、スタジオ	350 m ² 程度	
情報発信・交流部門	インフォメーション・ラーニングゾーン、講堂、研修室、ボランティアスタッフルーム	525 m ² 程度	
利用者サービス部門	エントランスホール、ショップ、キッズルーム	適宜	
管理部門	管理諸室、機械室 等	適宜	
外構その他	駐車場 (車いす用・管理用) 駐輪場 (利用者用、管理用)		

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る要求水準書(案)の概要

1. 総則

●本書の位置付け

- ・本要求水準書(以下、「本書」という。)は、滋賀県(以下、「県」という。)が、「(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業」(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の募集・選定に当たり、入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において県が要求する施設整備水準およびサービス水準(以下、「要求水準」という。)を示し、募集に参加する入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。
- ・入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

●遵守すべき法令等

- ・都市計画法、消防法、建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要領、重要文化財の所有者および管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程、文化財公開施設の計画に関する指針 等

●県との調整

- ・県と事業者との間で、本事業全般についての協議を目的とする協議会を開催する。協議会は、県と協議の上定期的に開催するほか、県及び事業者双方の求め等必要に応じ臨時会を開催する。

2. 施設整備業務に関する要求水準

(1) 総則

①施設整備方針

事業者は、令和3年3月に策定した「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、以下の基本方針により本施設を整備すること。

●施設整備計画の基本方針

(基本計画より抜粋)

- ・文化財を守り継承する施設としての機能の充実
- ・琵琶湖や立地環境と調和し、人々に親しまれる交流空間の創出
※博物館として県民の誇りとなる外観・内観デザインとすることを含む
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる施設
- ・環境負荷の低減策の導入

●活動の基本方針

(ア) 活動の3つの視点

- a 県内歴史系文化博物館の核となる役割
- b 誰もが利用しやすい工夫
- c コロナ後の社会を見据えた博物館

(イ) 活動の5本の柱

a 収集・保管

「近江の文化財」を収集するとともに、危機にある地域の文化財のセーフティネットとしての役割を果たし、未来へと確実に継承する。

b 展示

「近江の文化財」の魅力や価値を、県民や国内外の幅広い人々に正しく伝えることで地域の誇りを醸成し、文化財の保存と活用の好循環を創出する。

c 調査・研究

「近江の文化財」を調査・研究し、その魅力や価値を明らかにし、成果を地域社会に広く還元する。

d 情報発信・交流

「近江の文化財」やそれらを生み出した滋賀の情報を収集・発信し、県内各地へ誘うとともに、交流を活性化する。

e 地域の文化財の保存・活用支援

市町等と連携して、地域で大切にされてきた「近江の文化財」の保存・活用を支援するなど、県文化財保護行政の一翼を担う。

(2) 施設計画に関する要求水準

①計画全般

- ・社会性に関する基本的要件（地域性、景観）

- 県内企業の参画を積極的に図るなど、県内経済の活性化に資すること。
- 県内産の木材を積極的に活用すること。
- 地域に賑わいを創出するなど、地域振興に配慮すること。
- 周辺環境の景観と調和し、外観・色彩等に配慮すること。
- 多くの人があこがれを感じることができるデザインとすること。等

- ・環境保全性に関する基本的要件（環境負荷低減性、長寿命、周辺環境保全性 等）

- BELS 認証を受けて、ZEB-Ready 以上を取得すること。
- エネルギーを有効活用するために、太陽光発電設備を設置すること。
- 整備地の南側に面する県道下の下水熱の活用を検討すること。等

- ・防災性に関する基本的要件（地震対策、火災対策、風・雪・落雷対策 等）

- ・防犯・安全性に関する基本的要件（防犯性、利用者に対する安全性）

- ・機能性に関する基本的要件（利便性、ユニバーサルデザイン、音・光・熱・空気・衛生環境、振動、情報化対応性）

- 誰もが特段の不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とする。等

- ・経済・保全性に関する基本的要件（耐久性、フレキシビリティ、保守の作業性）

- ・公開承認施設

➤ 公開承認施設の承認に必要な施設機能を満たす。等

②配置計画

- ・事業予定地の高低差を支障なく有効活用できる計画とする。
- ・来館者のエントランスは、西側と北側に2カ所設置する計画とする。
- ・西側エントランスは、隣接する大津港地下駐車場へアプローチできる計画とする。

③建築計画

- ・平面計画・動線計画（機能配置、動線区分 等）

➤ 来館者動線と管理用動線、文化財搬出入動線は明確に区分する。等

- ・階層構成・断面計画（階高設定、フロアレベル 等）

➤ 琵琶湖や比叡山への景観を楽しむことができる展望スペースを計画すること
➤ 各階層の連続性の確保に配慮し、動線がわかりやすくスムーズになるように計画すること。等

- ・意匠計画（デザイン）

➤ 滋賀の歴史・文化的背景を踏まえ、県産材（木材や瓦等）を積極的に活用し、近江の伝統技法・意匠（穴太衆石積等）の活用を検討すること。等
➤ 周囲に開かれ、にぎわいを生み出す交流空間の創出。等

- ・外装計画（意匠、仕上げ、断熱性能、耐久性能 等）

- ・内装計画（仕上げ、安全性の確保、県産材の活用 等）

④構造計画

- ・構造安全性

➤ 構造体はI類相当とし、免震構造を採用する。等

- ・耐久性能

➤ 建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める標準を採用する。等

- ・基礎構造

➤ 建物や工作物が地盤沈下や液状化などの影響がないよう配慮する。

⑤設備計画

- ・電気設備、機械設備

➤ 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
➤ 環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用等を積極的に行うこと。
➤ 必要な電気備品・機材などの利用に備えた電源設備を設けること。
➤ 地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。等

⑥各室計画

- ・収集・保管部門

➤ 将来的な収蔵品の増加を見据えて、収蔵庫の総面積は1,500㎡以上確保する。
➤ 収蔵品の特性に合わせて、適切な環境で保管可能な複数の収蔵庫を設置する。
➤ 琵琶湖からの浸水による文化財の保護のため、2階以上に設置する。
➤ セキュリティ対策の徹底を行う。
➤ 屋外の温湿度環境の影響を最小限に抑える。

- 最上階に収蔵庫を設置する場合、防水性、断熱性に配慮する。
- 館外からの借用作品を一時的に保管する借用資料一時保管庫を設置する。
- 破損の恐れのある地域の文化財を、保管できる文化財緊急保管庫を確保する。等

・展示部門

- 面積の異なる2室の展示室と、映像展示等を行う導入展示室を設置する。
- 導入展示室を除く、大小2室の合計床面積は800㎡程度とする。
- 展示室ごとに温湿度や照度、色温度を調整できる計画とする。
- それぞれの展示室（導入展示室は除く）へと、文化財を安全に搬出入できる動線を確保する。
- 一般の観覧者動線と、文化財搬出入動線が重ならないようにする。等

・調査・研究部門

- [研究室]
- 執務・研究・作業等が快適に行えるように、自然光を積極的に取り入れる計画とする。
 - 事務室および館長室と近接させる。
 - 資料室と近接させる。等
- [資料室]
- 分散して2室に分けて設置することも可とする。
 - 研究に利用する図書、図録、写真資料等の分類・整理・保管に適したスペースを確保する。
 - 琵琶湖からの浸水を防ぐため、2階以上に設置する。等

・情報発信・交流部門

- [インフォメーション・ラーニングゾーン]
- 来館者が利用しやすいように1階に配置する。
 - 近江の歴史や文化に触れる機会や学ぶ機会を提供するために、以下のような機能を備える。
 - ①デジタル技術を活用した体験型展示
 - ②ライブラリー
 - これらの機能は、事業者の提案により、エントランスホールと一体的に配置することも可とする。
- [講堂]
- 客席の形式は事業者の提案によるものとする。
 - 多目的な利用に対して、容易に対応できる計画とすること。(県民の作品を展示するためのギャラリー、ゲスト講師による講演会等)
 - 舍利供養(壁画)の設置を検討する(提案により講堂以外の設置も認める)。

・利用者サービス部門

- [エントランスホール]
- メインエントランスは、敷地西側のシンボル緑地側とする。
 - 北側にサブエントランスを設置する。
 - 県内文化観光情報コーナーを確保する。
 - 来館者用出入口から視認しやすい位置に、館内総合インフォメーションを備える

- ▶ 外国人観光案内所を計画すること。
- [ショップ]
- ▶ 食品・商品・ゴミの搬出入動線は、博物館の文化財搬出入動線と明確に分離する。
- ▶ エントランスホールと一体となったオープンな空間として計画する。
- ▶ 大津港への来訪者も気軽に利用できる位置に配置する。
- [展望スペース]
- ▶ 琵琶湖や比叡山への眺望が得られるように計画すること。
- ▶ 展望スペースの階下に展示室や収蔵庫等を計画する際には、防水性能や断熱性能に配慮し、文化財へ影響を与えないように計画する。

・管理部門

⑦外構計画

・アプローチ

- ▶ 車両によるアプローチは、北側大津港前のロータリーからの計画とする。
- ▶ 大津港地下駐車場屋上から、建物内へアプローチするためのデッキを設けること。
- ▶ 噴水や水盤などは設置しない。
- ▶ 大津港バス駐車場から事業用地へと続く敷地内歩道を整備すること。等

・駐車場・駐輪場

- ▶ 本施設の事業用地内には、管理用の駐車場を確保すること。
- ▶ 来館者用駐車場については、隣接する大津港地下駐車場を利用する計画である。

(3) 施設整備業務

①事前調査業務

・事前調査およびその関連業務を実施

②設計業務

・設計（基本設計、実施設計）およびその関連業務を実施

③建設業務

・着工前業務、工事期間中業務、完工後業務およびその関連業務を実施

④工事監理業務

・建設工事実施状況の照合、確認、指摘、改善指示等を実施

⑤備品調達業務

・什器・備品の調達、搬入、据え付け等を実施

3. 開館準備業務に関する要求水準

(1) 総則

- ・公開承認施設の承認に向けた収蔵環境に配慮した施設の維持管理を行う。
- ・施設整備業務、文化観光等業務とも連携し、効率的かつ安全に業務を実施する

(2) 開館準備業務

①開館準備期間中の維持管理業務

・施設等保守管理、清掃、環境衛生管理、植栽管理、警備等を実施

②移転支援業務

・備品や収蔵品の搬入に係る調整等を実施

③開館準備期間中の文化観光等業務

- ・本施設のウェブサイト整備、収蔵品データベース整備を実施

4. 維持管理業務に関する要求水準

(1) 総則

- ・公開承認施設の承認に向けた収蔵環境に配慮した施設の維持管理を行う。
- ・施設整備業務、文化観光等業務とも連携し、効率的かつ安全に業務を実施する

(2) 維持管理業務

①施設等保守管理業務

- ・建築物、建築設備、外構等及び外構設備等の点検及び保守、運転・監視等を実施

②修繕・更新業務

- ・本施設の修繕（計画修繕・計画外修繕）を実施

③清掃業務

- ・廃棄物の回収・処理、日常清掃、定期清掃、特別清掃等を実施

④環境衛生管理業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいた環境衛生管理を実施

⑤植栽管理業務

- ・植栽の整備・配置、点検、手入れ、枯損木等処理等を実施

⑩警備業務

- ・防災設備中央監視、巡回・機械警備、窓口対応、電話交換等を実施

5. 文化観光等業務に関する要求水準

(1) 総則

- ・創意工夫やノウハウを活かし、博物館・文化観光拠点として適切なサービスを提供する。
- ・施設整備業務、維持管理業務とも連携し、効率的かつ安全に業務を実施する。

(2) 文化観光等業務

①文化観光業務

- ・近江の文化財周遊プログラムの企画
(例：湖上交通を用いて竹生島を訪問し、文化財について専門家が解説する企画など)
- ・県内周遊の促進につながる情報発信
- ・観光案内所の運営

②WEB 業務

- ・本施設のウェブサイトの保守管理・更新を実施

③集客業務

- ・本施設への集客に資するイベントの企画・実施
(例：講堂を利用したコンサートや寄席、無料スペースでの作品展など)

④インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務

- ・インフォメーション・ラーニングゾーンでの近江の歴史や文化に触れる展示・プログラム等の提供、収蔵品データベースの保守管理、更新等を実施

⑤施設貸出業務

- ・講堂、研修室の貸出を実施

⑥事務支援業務

- ・来館者の総合案内、来館者看視、キッズルーム・ボランティア室運用、郵便物管理等を実施

6. その他業務に関する要求水準

(1) 総則

- ・公共施設にふさわしい利便サービスを提供する。
- ・本施設の利便性および魅力向上に寄与する。

(2) その他業務

①ミュージアムショップの運営

- ・美術関連書籍、展覧会資料、美術館・博物館関係のグッズ等の販売、本施設オリジナルグッズの開発・制作を独立採算により行う。

②飲食の提供

- ・来館者に飲食の提供を独立採算により行う。飲食の提供は、カフェにより行うことを原則とし、周辺の賑わいに貢献できる魅力的なものとなるよう検討すること。

➤ 提供の方法は提案によるものとし、提供場所も提案によるものとするが、収集・保管部門および展示部門との距離を十分に確保するとともに、動線にも配慮すること。等

③自由提案事業

- ・事業者は、あらかじめ県に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、独立採算により自らが企画する自由提案事業を実施することができる。

7. 経営管理に関する要求水準

(1) 事業者求められる基本的事項

①事業者求められる基本的事項

- ・県内において、会社法に定める株式会社として設立
- ・定款において、本事業の実施のみを事業目的とすることを規定 等

②事業の実施体制に関する事項

- ・能力および経験を有する企業による当該業務の実施
- ・各業務における明確な実施責任と適切なリスク分担
- ・各業務の効率的かつ効果的な遂行 等

③事業者の財務に関する事項

- ・健全な財務状況を保持するための明確な財務管理の方針および方策
- ・本事業の実施に必要な資金の確保
- ・明確な収支の見通し 等

(2) 事業者の経営等に関する報告

- ・事業者は、次に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。

➤ 定款（写）、株主名簿（写）、実施体制図、事業者が締結する契約または覚書等、株主総会・取締役会の資料および議事録、計算書類等